輪島市穴水町環境衛生施設組合競争入札心得

（平成21年9月14日告示第12号）

（趣旨）

第1条　この告示は、輪島市穴水町環境衛生施設組合の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合の取扱いについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、組合財務規則（平成21年組合規則第5号。以下「財務規則」という。）その他法令に定めるもののほか、必要な事項に関し定めるものとする。

（一般競争入札参加の申出）

第2条　一般競争入札に参加しようとする者は、財務規則第90条の公告（以下この条及び第4条において「入札公告」という。）において指定した期日までに、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないことを確認することができる書類並びに当該入札公告で指定した書類を添え、組合長にその旨を申し出なければならない。

（入札保証金等）

第3条　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前にその者の見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保（財務規則第94条に規定するものとする。以下同じ。）を組合長の指定する出納員若しくは取扱金融機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2　入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証書を組合長に提出しなければならない。

3　入札参加者は、入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、入札執行者の審査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を明記して入札保証金納付書を添え提出しなければならない。

4　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその領収書と引換えにこれを還付する。

（入札等）

第4条　入札参加者は、この告示、設計図書、仕様書及び契約案並びに入札執行通知（以下「設計図書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において設計図書等について疑義があるときは、開札日の前日までに関係職員の説明を求めることができる。

2　前項後段の場合（一般競争入札の場合に限る。）における質問書の提出方法は、入札公告に定めるものとする。

3　入札参加者は、入札書(様式第1号)に所要の事項を明記し、所定の箇所に記名押印し、封かんの上、当該封筒に入札参加者の氏名を表記し、所定の時刻までに入札箱に投入しなければならない。

4　前項本文の入札書の記載事項（金額を除く。）について訂正したときは、当該訂正箇所に訂正印を押さなければならない。

5　入札書の郵送は、認めないものとする。ただし、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって組合長においてやむを得ないと認め、かつ、書面により同意したときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書し、中封筒に入札名及び入札日時を記載し、組合長あて親展で提出しなければならない。

6　前項に規定する書留郵便による入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

7　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

8　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

9　入札参加者は、令第 167 条の 4 に規定する一般競争入札の参加者の資格を有しない者を入札の代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

第 5 条　入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2　入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第 2 号）を、組合長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

（2）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出すること。

3　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第 6 条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第 7 条　組合長は、入札参加者が談合その他の不正行為をなし、関係職員による入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは中止することができる。

2　入札執行前又は入札執行中において入札参加者が 2 人に達しないときは、入札を取りやめるものとする。

3　前項の規定は、一般競争入札には適用しない。

(無効の入札書)

第 8 条　次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

（1）当該入札に対する同一人による 2 以上の入札書

（2）入札参加資格を有しない者のした入札書

（3）第 3 条に規定する入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札書

（4）記名押印を欠く入札書

（5）金額を訂正した入札書

（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書。ただし、錯誤等によりその瑕疵が比較的軽微なもので、入札者の意思が察知されるものは除く。
（７）明らかに談合によると認められる入札書又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札書
（８）当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札書
（９）委任状を持参しない代理人のした入札書
（10）第12条に規定する再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札書
（11）予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格の金額を上回る価格の入札書
（12）　その他入札に関する条件に違反した入札書

（入札書の書換え等の禁止）

第９条　入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、いかなる場合も、その入札書の書換え、引換え若しくは撤回又は辞退の申出をすることができない。

（開札）

第10条　開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いの上行うものする。

（落札者の決定）

第11条　入札を行った者（以下「入札者」という。）のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

２　組合長は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第12条　開札した場合において、入札参加者の入札に予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、又は最低制限価格を設けた場合における予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

２　第８条の規定により入札書が無効とされた者又は最低制限価格未満の者は、当該入札に再度参加することはできない。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第13条　落札となるべき価格の入札者が２人以上ある場合においては、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

２　前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金等）

第 14 条　落札者は、契約書を作成する場合にあっては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合にあっては落札決定後速やかに、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（財務規則第 112 条に規定するものとする。以下同じ。）を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2　第 3 条第 2 項の規定は、前項のただし書の場合について準用する。この場合においては「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と、「入札保証保険契約」とあるのは「契約保証保険契約」と、「当該入札保証保険契約」とあるのは「当該契約保証保険契約」と読み替えるものとする。

3　落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ現金を契約保証金納付書により取扱金融機関に振り込み、契約保証金領収証書の交付を受け、その写しを組合長に提出しなければならない。

4　落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提出する場合において、当該担保が有価証券であるときは、担保納付書を添えて会計管理者又は出納員に提出し保管証書の交付を受けなければならない。

5　落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を組合長に提出しなければならない。

（入札保証金の振替え）

第 15 条　組合長において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

（契約書等の提出）

第 16 条　落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して 5 日以内（当該期間内に穴水町の休日を定める条例（平成 2 年条例第 26 号）第 1 条第 1 項に規定する穴水町の休日に当たる日があるときは、その日を加算した期間）に契約書の案（工事にあっては契約金額が 130 万円以下、それ以外にあっては契約金額が 50 万円以下の場合は請書とする。以下同じ。）を組合長に提出し、契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負で組合長が指定するものについては、仮契約書の案を組合長に提出し、仮契約を締結するものとする。

2　前項ただし書の規定により仮契約を締結した場合においては、議会の議決又は組合長の専決処分があったときは当該仮契約が本契約となるものとする。

3　落札者が第 1 項本文に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

（異議の申立て）

第 17 条　入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として組合長に対し異議を申立てることはできない。

（随意契約の場合の準用）

第 18 条　第 4 条から第 11 条本文まで、第 12 条、第 14 条、第 16 条及び第 17 条の規定は、随意契約の場合について準用する。この場合において「入札」とあるのは「見積」と、「落札」とあるのは「見積適格」と読み替えるものとする。

附　則（平成21年9月14日告示第12号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

入　札　書

金

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、

輪島市穴水町環境衛生施設組合競争入札心得を承諾の上、上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日

（あて先）
組合長

入札者
住　所
氏　名　　㊞

様式第２号（第５条関係）

入　札　辞　退　届

工 事 名
工事場所

この度、上記工事の指名を受けましたが、都合により入札を辞退いたしたく届け出ます。

平成　　年　　月　　日

（あて先）
組合長

辞退者
住　所
氏　名　　㊞